

事務局提出資料

裁判の迅速化法に関する検討会開催要領

1 目的

裁判の迅速化法に関する検討会（以下「検討会」という。）は、裁判の迅速化に関する法律附則第3項に基づき、同法の施行の状況を踏まえて、所要の措置を講ずる必要性の有無及び内容を検討する。

[裁判の迅速化に関する法律（抜粋）]

附 則

（検討）

- 3 政府は、この法律の施行後十年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 委員構成

別紙のとおり

3 委員の任期

検討会の委員の任期は、平成26年1月1日から同年6月30日までとする。

4 開催

検討会の開催は2か月に1回程度とする。

裁判の迅速化に関する法律の施行（平成15年7月16日）後、同法8条1項に基づき行われた過去5回の最高裁判所の検証結果を主な題材として、同法の施行の状況について検討する。

上記検討結果を踏まえ、同法の定める迅速化の基本的枠組みについて、今後の方向性を検討する。

5 事務

検討会の事務は、法務省大臣官房司法法制部が担当する。

(別紙)

委員等名簿

委員

大野勝則 東京地方裁判所判事

大野顕司 住友化学株式会社総務法務室部長

(座長代理) 川上拓一 早稲田大学大学院法務研究科教授

久保 潔 元読売新聞東京本社論説副委員長

丹野美絵子 独立行政法人国民生活センター理事

中尾正信 弁護士(東京弁護士会所属)

二島豊太 弁護士(第一東京弁護士会所属)

(座長) 長谷部由起子 学習院大学大学院法務研究科教授

矢尾 渉 東京地方裁判所判事

山根英嗣 最高検察庁公判部副部長

関係官

佐々木健二 最高裁判所総務局参事官

(敬称略, 五十音順)

裁判の迅速化法に関する検討会進行予定

回次	時期 (ころ)	テーマ	内容
1	H26.1.9	イントロダクション	<ul style="list-style-type: none">・懇談会の進め方・最高裁説明(迅速化検証結果)
2	H26.2.14	裁判迅速化の現状	<ul style="list-style-type: none">・検討項目の整理・自由討議
3	H26.3.13	裁判迅速化の展望	<ul style="list-style-type: none">・自由討議・とりまとめに向けた議論の整理
4	H26.5	最終とりまとめ	<ul style="list-style-type: none">・とりまとめ案の検討・整理